



Title	アメリカ合衆国対外関係法 第4リストメント(2)
Author(s)	対外関係法第4リストメント研究会
Citation	阪大法学. 2025, 75(2), p. 217-244
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/102511
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

アメリカ合衆国対外関係法 第4リストメント（2）

対外関係法第4リストメント研究会／訳

目 次

第4編 管轄権、国家免除、及び、裁判

前注

401条 管轄権の種類

コメント

報告者注 [抄訳]

第1章 規律管轄権

前注

A節 合衆国による規律管轄権の行使

402条 規律管轄権に関する合衆国の国家実行

コメント

報告者注 [抄訳]

403条 連邦憲法上の制限

コメント

報告者注 [抄訳] (以上、75巻1号)

404条 域外適用否定の推定 (以下、本号)

コメント

報告者注 [抄訳]

405条 解釈における相当性

コメント

報告者注 [抄訳]

406条 國際法に合致した解釈

コメント

報告者注 [抄訳]

B節 規律管轄権を定める慣習國際法

407条 規律管轄権を定める慣習國際法

資料

コメント

報告者注〔抄訳〕

408条 領域を根拠とする管轄権

コメント

報告者注〔抄訳〕

409条 効果を根拠とする管轄権

コメント

報告者注〔抄訳〕

404条 域外適用否定の推定

合衆国裁判所は、議会が反対の意図を明確に示していなければ、連邦制定法上の規定が合衆国の領域的管轄権内においてのみ適用されるよう解釈する。

コメント

a. 域外適用否定の推定が適用される制定法上の規定

域外適用否定の推定は、連邦制定法の実体的規定に適用され、また、明示及び黙示の連邦法上の請求原因に適用される。同推定は、連邦裁判所の事物管轄権を認める規定には適用されない。議会の意図に関する推定であるため、連邦法上の域外適用否定の推定は、連邦法上の制定法と請求原因についてのみ適用される。州の中には、自らの域外適用否定の推定を州法上の制定法に適用するものもある。

b. 議会の意図の明確な指示

域外適用否定の推定は、規定の地理的範囲に関する議会の意図の明確な指示によって破られ得る。同推定は、明言された準則ではなく、裁判所は、同推定が覆されていたかどうかを決定するため、議会の意図についての証拠を全て検討する。

c. 制定法上の規定の焦点

域外適用否定の推定が破られなかつたならば、裁判所は、行為、取引、又は損害といった規定の焦点に着目することにより、当該規定の適用が国内的なも

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（2）

のか域外的なものかという点を決定する。但し、規定の焦点が何であれそれが合衆国で生じたのであれば、その場合、当該規定の適用は国内的なものと看做され認められる。

d. 合衆国の領域的管轄権

域外適用否定の推定の適用においては、合衆国の領域的管轄権には、土地、内水、領海、領空、及び、合衆国が主権を有するか一定の立法的支配権を有する他の地が含まれる。

e. 行政的解釈

連邦議会が制定法上の規定の地理的範囲について直接的に述べていなかった場合には、合衆国裁判所は、委任された法定立権限行使する行政機関による制定法の合理的解釈に従わねばならない。Chevron, U.S.A., Inc. v. Natural Resources Defense Council, 467 U.S. 837 (1984) 参照。委任された法定立権限行使しない解釈については、合衆国裁判所は、それが説得的である限りにおいて従うことがある。Skidmore v. Swift & Co., 323 U.S. 134 (1944) 参照。

報告者注

1. 推定の進化

域外適用否定の推定は当初「議会の法は、他に何らかの可能な解釈が残されているのであれば、決して諸国民の法に違反するように解釈されるべきではない」という Charming Betsy 法理【訳者注：阪大法学第75巻第1号232頁参照】に根拠を持っていた。18世紀末から19世紀初頭、諸国民の法は主として属地的な管轄権の見解を採用していた。規律管轄権についての慣習国際法の準則が属地的でなくなるにつれ、この推定は Charming Betsy 法理から切り離され、American Banana事件（American Banana Co. v. United Fruit Co., 213 U.S. 347 (1909)）では「国家間の礼讓」に、Foley Bros. 事件（Foley Bros., Inc. v. Filardo, 336 U.S. 281 (1949)）では「議会が一次的には国内の状態に关心を有している」という推定に基づき付けられるようになった。20世紀以降、連邦最高裁判所がこの推定を適用した制定法もあるが、適用しなかった制定法もある。1989年以降では、連邦最高裁判所は Aramco 事件（EEOC v. Arabian American Oil Co.

資 料

(Aramco), 499 U.S. 244, 248 (1991)）、Morrison 事件（Morrison v. Nat'l Australia Bank Ltd., 561 U.S. 247, 255 (2010)）、Kiobel 事件（Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co., 569 U.S. 108, 115–117 (2013)）、RJR Nabisco 事件（RJR Nabisco, Inc. v. European Community, 136 S. Ct. 2090 (2016)）など多くの事例でこの推定を適用している。他方で、議会は時にこの推定を適用した連邦最高裁判所判決を覆す立法を行っている。

2. 推定の根拠

現代における域外適用否定の推定は2つの根拠に基づいている：(1)この推定は「国際的な不和に至る結果となり得る我々の法と他の法との意図しない衝突に対する保護として役立つ」こと（Aramco, 499 U.S. at 248）、(2)当該推定は、議会が「一次的には国内の条件に関心を有している」という想定を反映するものであること（Aramco, 499 U.S. at 248）。連邦最高裁判所は、「米国の制定法と外国法との間に衝突が生じる惧れがあるかどうかにかかわらず」当該推定が適用されることを明らかにしている（RJR Nabisco, 136 S. Ct. at 2100）。

3. 連邦法規の実体的規定及び連邦法上の請求原因への適用

域外適用否定の推定は連邦法規の実体的規定、及び明示・默示の連邦法上の請求原因に適用される。RJR Nabisco 事件で連邦最高裁判所は傍論で「問題となる制定法が行為を規制するか、救済を付与するか、又は単に管轄権を付与するかといった点に拘らず」適用されると述べたが、実際には純粹に管轄権に関する制定法（28 U.S.C. § 1331や § 1332など）には適用していない。ただし、目的によっては実体的とも性質決定し得る管轄権上の制定法（Foreign Sovereign Immunities Act など）にはこの推定が適用されることもある。

4. 公的執行対私的執行

議会の意図が反対に示されていなければ、制定法の地理的範囲は公的執行と私的執行の両方で同一である。ただし、Morrison 事件における連邦最高裁判所の判決後のように、議会が私人による訴えより政府による訴えに広範な地理的範囲を提供する場合もある。一部の裁判所は刑事上の規定には域外適用否定の推定が適用されないと示唆したが、Bowman 事件（United States v. Bowman, 260 U.S. 94, 98 (1922)）で連邦最高裁判所は、全ての刑事制定法への域外適用否

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（2）

定の推定に関する例外ではなく、ある規定の地理的適用範囲が「特に限定されていなければ、犯罪についての記述とその性質によって示される議会の目的に依る」という命題を示している。

5. 州の制定法

域外適用否定の推定は連邦議会の意図についての推定であり、連邦法上の制定法と請求原因についてのみ適用される。州法の地理的範囲は州法の問題であり、Skiriotes 事件 (Skiriotes v. Florida, 313 U.S. 69, 77 (1941)) では連邦法により課される制限に服しつつも、州法上の制定法の地理的範囲は州法の問題であるとされた。ニューヨーク州、カリフォルニア州、テキサス州など一部の州は独自の域外適用否定の推定を採用している。州の中には州法を連邦法上の対応物の地理的範囲に限定するものや、連邦法から派生する形で解釈するものもある。刑法では多くの州がモデル刑法典に従い、「法違反の一要素である行為又は結果の何れかが自州内で生じていれば」自州法を適用する (Model Penal Code § 1.03 (1) (a))。

6. 二段階の枠組

連邦最高裁判所は域外適用否定の推定を適用するために二段階の枠組を採用している：「第一段階では、域外適用否定の推定が覆されたか、すなわち、域外的に適用されると制定法が明白で肯定的な指示を与えていたかどうかを問う」 (RJR Nabisco, 136 S. Ct. at 2101)。もし推定が覆されなければ、「第二段階として、事案が制定法の国内的適用に関するものであるかどうかを決定するが、この決定は当該制定法の焦点に目を向けることによってなされる」 (RJR Nabisco, 136 S. Ct. at 2101)。推定が覆された場合、制定法の地理的範囲は「制定法の外国への適用に議会が課した（又は課さなかった）制限に依拠するのであり、制定法の焦点に依るのではない」 (RJR Nabisco, 136 S. Ct. at 2101)。裁判所はこの順序で適用することを好むが、「裁判所が適切な事例において第二段階から始めることを妨げる」ものではない (RJR Nabisco, 136 S. Ct. at 2101)。

7. 議会の意図の明確な指示

域外適用否定の推定は議会の立法権についての制限ではなく、「規定が域外的に適用されるとの明白で肯定的な指示」により覆され得る (RJR Nabisco,

資 料

136 S. Ct. at 2101)。制定法上の「商業」の定義における外国での商業に言及するボイラープレート条項は推定を覆さないが、ある制定法が「合衆国外に」適用されるという文言は十分に明白である。ただし、域外適用否定の推定は「明白な声明を求める準則」ではなく、制定法が外国にも適用されると明示的に述べている必要はない。裁判所は制定法の解釈において通常用いる全ての証拠（制定法の構造、文脈、立法経緯など）を検討する。

8. 議会の関心の焦点

推定が破られなければ、裁判所は「事案が当該制定法の国内的適用にかかるものであるかどうかを、制定法の『焦点』に目を向けることによって決定」する (RJR Nabisco, 136 S. Ct. at 2101)。連邦制定法上の規定は様々な事柄に焦点を当てている：禁止される行為（特許法など）、取引（証券取引法10条(b)など）、雇用（1964年市民権法第7編など）、または損害（RICO 法や反トラスト法など）。規定の焦点が合衆国で生じていなければ適用は域外的と看做され許されないが、合衆国で生じていれば国内的と看做され、適用は許される。

9. 各規定の地理的範囲の決定

連邦制定法は域外的に適用される規定とそうでない規定を含むことがあり、域外適用否定の推定を適用する裁判所は規定ごとに判断しなければならない。「ある制定法が何らかの域外適用を提供している場合には、域外適用否定の推定は当該規定をその条件に制限するべく作用する」 (Morrison, 561 U.S. at 265)。規定の焦点はその文言によって示されることもあり、制定法全体の焦点も個々の規定の焦点の決定に関連することがある。制定法の規定の焦点は「法違反の性質から示唆される」こともある (Bowman, 260 U.S. at 98)。

10. 地理的でない規定

時には、連邦制定法上の規定の目的が、同規定が地理的に合衆国に限定されることを意図していないことを示すこともある（著作権法109条(a)など）。また、共謀、教唆・帮助などの付隨的犯罪規定の地理的範囲は、元となる犯罪の地理的範囲に依存する。

11. 合衆国の領域的管轄権

域外適用否定の推定における合衆国の領域的管轄権には、土地、内水、領海、

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（2）

領空、及び「合衆国が主権を有するか立法上の管理について何らかの手段を有する他の地」が含まれる（Aramco, 499 U.S. at 248）。連邦制定法は公海では適用されないと推定されるが、議会は「合衆国の特別海事・領域的管轄権」を定め、公海や公海上の米国船舶等をも含めている。

12. 行政機関への敬意

通常、裁判所は行政機関が統括する制定法の「合理的解釈」に従わねばならず、連邦最高裁判所は地理的範囲についても行政機関への敬意に関する通常の準則を適用してきた。同裁判所は域外適用否定の推定を Chevron 事件判決（Chevron, U.S.A., Inc. v. Natural Resources Defense Council, 467 U.S. 837, 844 (1984)）の第一段階が適用される「制定法上の解釈についての伝統的な道具」として扱ってきてはおらず、むしろ、行政機関が制定法の地理的範囲を解釈する場合、Chevron 判決の第二段階でその解釈の合理性を審査すべきとされる。また、地理的範囲についての行政機関の解釈が説得的であれば敬意を得る資格があるとされる。

13. 以前のリストイメント

第2版38条は「合衆国の制定法上の準則は、それが連邦機関により制定されようと州の機関により制定されようと、反対のことが制定法により明確に示されていなければ、合衆国の領域内で生じたか、合衆国領域に効果を齎す行為のみに適用される」と述べていた。第3版はこれに対応する規定を定めていなかった。本条は第3版公表以降、当該推定を適用した数多くの事例を反映し、域外適用否定の推定をリストイメントするものである。

（長田 真里）

405条 解釈における相当性

規律に関する国際礼讓として、合衆国の裁判所は連邦制定法の規定をその適用可能性につき他の制限を含むものとして解釈することができる。

資料

コメント

a. 相当性と規律に関する国際礼譲

連邦法の地理的適用範囲を解釈するにあたって、裁判所は他国の主権に対する不相当な干渉を回避するよう努めている。この解釈原則は、他国の正当な主権的利益に配慮するものであり、潜在的に抵触する様々な国家の法の調和に寄与する。連邦最高裁判所は、相当性を「規律に関する国際礼譲」の原則であると述べてきた。F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran S.A., 542 U.S. 155, 165 (2004) 参照。

相当性は制定法解釈についての原則であって、連邦法の適用を差し控える司法上の裁量権ではない。それは制定法解釈についての他の原則と連携して機能する。特定の規定を適用する議会の意図が明らかである場合には、裁判所は、当該規定の適用が他国の主権に干渉することになるとしても、それを適用しなければならない。

b. 主権に対する不相当な干渉

他国の主権的利益は、当該国家が国際法の下で規律管轄権を有する場合には、正当である（407条～413条参照）。規律に関する国際礼譲は、他国の主権に対するあらゆる干渉を回避しようとするものではなく、このような主権に対する不相当な干渉を回避しようとするものである。外国国家の主権に対する干渉は、連邦法の適用が合衆国の正当な利益に資する場合には相当であろう。

c. 域外適用否定の推定との関係

また、域外適用否定の推定は、他国の法との意図しない抵触を回避することにより、規律に関する国際礼譲の原則に資する（404条参照）。しかしながら、裁判所が制定法を国際礼譲に基づく他の制限を含むものとして解釈することが当該規定の文言、沿革、目的と合致する場合には、裁判所がそのような解釈を行うことが当該推定の適用により妨げられるわけではない。域外適用否定の推定と国際礼譲に基づく他の制限を併用するにあたり、裁判所は、他国の正当な利益を重複して考慮しないよう留意すべきである。

d. 他の制限の形態

裁判所は、制定法の規定を、個々の規定の文言、沿革、目的に依拠しつつ、

国際礼讓に基づく他の多様な制限を含めて解釈してきた。

報告者注

1. 相当性と規律に関する国際礼讓

F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran S.A., 542 U.S. 155 (2004)において、連邦最高裁判所は、「本裁判所は、通常、不明瞭な制定法については他国の主権に対する不相当な干渉を回避するよう解釈する。」と述べた（*Id.* at 164）。Empagran 判決は、「制定法解釈についての本ルールは、立法者がアメリカ法を起草する際に他国の正当な主権的利益を考慮していると想定するよう、裁判所に対して注意を促している。それによって、様々な国家の潜在的に抵触する法が調和して共に機能することに寄与する。」と述べた（*Id.* at 164–165.）。Empagran 判決において、連邦最高裁判所はこの相当性の原則を「規律に関する国際礼讓」の一つと位置付けた（*Id.* at 165, 169）。

相当性は、「制定法解釈」についての原則であって（Empagran, 542 U.S. at 164）、裁判所が連邦法の適用を差し控えることを許容する、裁判所に付与された裁量権ではない。制定法解釈についての他の原則と同様に、議会がその意図を十分に明示している場合には、合衆国の裁判所は制定法の規定を適用しなければならない（404条コメント b 及び406条コメント b も参照）。

行政機関も、不明瞭な制定法規定の地理的適用範囲について解釈する際には、規律に関する国際礼讓として他国の正当な主権的利益を考慮しうる（402条報告者注3 参照）。このような解釈には行政機関に対する敬讓付与に係る通常の準則が適用される（404条コメント e 及び報告者注12参照）。

2. 正当な主権的利益と不相当な干渉

一般に、外国国家の利益は、国際法により当該国家に対しその対象に関する規律管轄権の行使が許容される場合には正当であろう（407条～413条参照）。外国国家が個々の対象について規律することを選択するか否かに関わらず、連邦法には外国国家の主権に干渉する潜在的可能性がある。

本条においてリストされた制定法解釈についての原則は、他の主権に対するあらゆる干渉を回避しようとするものではない。むしろ、議会の別段の

資 料

意図に従い、「不相当な」干渉のみを回避しようとしている (Empagran, 542 U.S. at 164)。他国の主権に対する干渉は、それが合衆国の正当な利益を促進する場合には相当であり、したがって規律に関する国際礼讓に合致する。Empagran 判決において、連邦最高裁判所は、外国における行為に合衆国の反トラスト法を適用することは「自国の商業的事項を独立して規律する外国国家の権能に抵触しうる」と述べたが (Id. at 165)、「それにもかかわらず、外国における反競争的行為に対するわが国の反トラスト法の適用は、それが外国における反競争的行為により生じた“国内における”反トラスト法上の損害の賠償を求めようとする立法上の努力を反映する限りにおいて相当であり、ゆえに規律に関する国際礼讓の原則に合致する」とあらためて確認した。

3. 制定法解釈についての他の原則との関係

相当性は、制定法解釈についての他の原則に優越するものではなく、むしろそれらと連携して機能する。Empagran 判決において、連邦最高裁判所は、シャーマン法の地理的適用範囲を定める外国取引反トラスト改善法 (FTAIA) を解釈するにあたり、「規律に関する国際礼讓の原則」を参照した (542 U.S. at 169)。しかし、又、連邦最高裁判所は FTAIA の沿革を検証した上で (Id. at 169-173)、「議会が本法を起草した当時、これらの状況下で裁判所がシャーマン法を適用することができると考えていたであろうことを示す確たる表徴は存しない」と認定した (Id. at 169)。最後に、連邦最高裁判所は制定法の文言と政策考慮に基づく主張について検討した (Id. at 173-175)。これらすべての制定法解釈についての原則につき検討した上で漸く、連邦最高裁判所は、シャーマン法は、FTAIA により制限されるため、独立した外国における損害に基づく反トラスト請求には適用されないと結論付けた。連邦最高裁判所は、その理由を要約して、このように「解することにより、当該制定法の基礎的目的が促進されるとともに、国際礼讓の考慮が適切に反映され、さらにシャーマン法の沿革にも合致する」と記している (Id. at 175)。

4. 域外適用否定の推定との関係

域外適用否定の推定は、他国の法との意図しない抵触を回避するために合衆国法の地理的適用範囲を一部制限することにより、規律に関する国際礼讓の原

則を実行するものである（404条報告者注2参照）。本推定により、規律に関する国際礼讓に基づく個々の規定の適用可能性について他の制限が排除されることはないものの、そのような制限は不要となりうる。他の制限の可能性を検討するにあたり、裁判所は、域外適用否定の推定が他国の正当な主権的利益をすでに考慮しているか否かを検討すべきである。

域外適用否定の推定が適用されない場合又はそれが破られた場合、裁判所は時に国際礼讓に基づく他の制限の可能性につき検討することがある。Empagran 判決において、連邦最高裁判所は当該推定について論じることなく、「規律に関する国際礼讓」の原則に基づき、FTAIA は独立した外国における損害のみに依拠した反トラスト請求を許容していないと解釈した（542 U.S. at 173）。商標法においては、連邦最高裁判所がランハム法は域外適用されると判示したため（Steele v. Bulova Watch Co., 344 U.S. 280, 285–287 (1952); EEOC v. Arabian American Oil Co., 499 U.S. 244, 252–253 (1991)）、下級裁判所はランハム法の適用を制限するための多様なテストを発展させた。さらに倒産事件において、下級裁判所は連邦倒産法の特定の規定が域外適用されると判示してきたが、それにもかかわらず、個々の事件において連邦倒産法の個々の規定が適用されるべきか否かを決定するにあたり、追加的な法選択分析を行ってきた。

稀に、裁判所は、問題とされる制定法の規定の文言、沿革、目的に合致する場合には、推定の適用により発展させた制定法テストに他の制限を付け加えることがある（Parkcentral Glob. Hub Ltd. v. Porsche Auto. Holdings SE, 763 F. 3d 198 (2d Cir. 2014)）。

5. 他の制限の形態

制定法を解釈するにあたり裁判所が認めた規律に関する国際礼讓に基づく他の制限は、单一の形態をとっておらず、規定ごとに多岐に異なる。裁判所は連邦倒産法の特定の規定の適用につき検討するにあたって法選択分析を用いる傾向にあり、取引の“重心”にしばしば注目する。又、ランハム法の適用に際して裁判所は商標権に関する請求について多種多様なテストを採用してきた。第二巡回区連邦控訴裁判所は、証券取引所法10条(b)は、被告が米国での取引の当事者ではなく、当該請求が「専ら外国的」である場合には適用されないと結

資料

論付けた (Parkcentral, 763 F.3d at 216 & n.12)。反トラスト法に関して、連邦最高裁判所は、国際礼讓は個々の事案ごとに評価されるべきとの立場を拒絶した (Empagran, 542 U.S. at 168)。裁判所が国際礼讓に基づく他の制限を課した事例は、倒産法、商標法、証券法、反トラスト法といった例にとどまらず、このような制限は問題とされる個々の規定の文言、沿革、目的により様々な形態をとる。

6. 以前のリストイメント

第3版403条は、個々の事案ごとの多様な要素の衡量に基づく相当性について的一般原則を規定していた。本リストイメントは相当性の原則を引き続き承認するとともに、下級裁判所が個々の制定法の下で国際礼讓に基づく制限を課してきたことを認めている。

(田中 美穂)

406条 国際法に合致した解釈

合理的に可能な場合には、合衆国の裁判所は、規律管轄権を定める国際法との抵触を回避するよう連邦制定法を解釈する。連邦制定法をそのように解釈しえない場合には、連邦法の問題として連邦制定法が優先する。

コメント

a. 制定法解釈における回避法理

合衆国の裁判所は、規律管轄権を定める国際法との抵触を回避するよう連邦制定法を解釈しようと試みる。407条から413条は規律管轄権を定める慣習国際法をリストイメントしている。例えば条約において明示された他国の同意は、それがない場合には慣習国際法の限界を超えるであろう規律管轄権の基礎を付与しうる (407条コメント b 参照)。

b. 国際法に合致しない連邦制定法

規律管轄権を定める国際法と抵触しないように連邦制定法を合理的に解釈し

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（2）

えない場合には、連邦法の問題として連邦制定法が優先する。連邦法の問題として、議会は規律管轄権を定める国際法を超越する権限を有するが、ただし後行の条約の自動執行される規定は先行の制定法に優先する。仮に議会が規律管轄権を定める国際法に違反することがあるとすれば、合衆国は国際法の下での義務又はこれらの義務違反の帰結を免れないであろう。

報告者注

1. 制定法解釈における回避法理

Murray v. The Charming Betsy, 6 U.S. (2 Cranch) 64 (1804)において、Marshall裁判長は、「議会の法律は、他の何らかの解釈の余地がある限り、決して諸国民の法に違反するように解釈されるべきではない」と述べた (Id. at 118)。連邦最高裁判所は、規律管轄権を定める国際法との抵触を回避するために Charming Betsy 法理を適用してきた。

2. 同意による権限付与

慣習国際法の下で規律管轄権が欠缺している状況において、他国はこのような管轄権の行使に同意することができる。407条コメントb参照。例えば、United States v. Yousef, 327 F.3d 56 (2d Cir. 2003)において、第二巡回区連邦控訴裁判所は、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の下で規律管轄権が正当化されることを根拠に、合衆国は外国の航空機を爆破した外国人に航空機妨害破壊行為法 (the Aircraft Sabotage Act) を適用できると判断した (Yousef, 327 F.3d at 94–96, 108–110.)。このように、条約は「慣習国際法の原則から独立して、国家行為の根拠を提供しうる。」(Id. at 94)

3. 国際法に合致しない連邦制定法

今日では、議会の法律が合衆国の法としての国際法に優越することが確立されている。このように、連邦法の問題として、議会は「合衆国外の行為に関して、国際法により提示される限界を超えて立法をなし得る」(United States v. Pinto-Mejia, 720 F.2d 248, 259 (2d Cir. 1983).)。規律管轄権を制限する後行の自動執行される条約は先行の制定法に優先するが (309条(2)参照)、合衆国はこのような条約を締結していない。

資料

合衆国の裁判所は、連邦制定法が国際法を超越することが十分に明白であるのはいかなる場合かにつき判断するにあたって様々な基準を採用してきた（309条報告者注1参照）。本条は、第3版114条と同様に、裁判所が国際法違反を回避するよう連邦制定法の解釈を試みる程度を述べるにあたり、「合理的に可能な場合には」との文言を用いている。

4. 州の制定法

憲法による制約を受けた上で、州の制定法の地理的適用範囲は州法の問題である（404条報告者注5参照）。相当な数の州が独自の域外適用否定の推定を採用しているにも関わらず、Charming Betsy 法理に類するものを明示的に採用したとみられる州は若干に留まる。連邦最高裁判所は、正当な利益を有する州は連邦政府と同範囲で域外的な規律をなしうると判示しているが、それは慣習国際法の下で規律管轄権が明白に存在する状況においてである。自動執行される条約上の規律管轄権に関する制限に違反する州の制定法は、憲法の最高法規条項の下で無効とされるであろう（308条参照）。現在まで、州の制定法は規律管轄権に関する慣習国際法上の制限について検証していないようである。

5. 以前のリストメント

第2版及び第3版はいずれも、国際法との抵触の回避に関する Charming Betsy 法理を概括的にリストメントしている。第2版3条（3）及び第3版114条参照。本条は、規律管轄権を定める国際法に関する限りにおいて、当該法理をリストメントする。

（田中 美穂）

B節 規律管轄権を定める慣習国際法

407条 規律管轄権を定める慣習国際法

慣習国際法は、規律の対象と規律を及ぼそうとする国家との間に真正な関連がある場合に規律管轄権の行使を許容する。真正な関連は、通常、国家と規律される対象との間の特定の関連、すなわち属地性、効果、能動的属人性、受動的属人性又は保護などに依拠している。普

遍的管轄権の場合には、真正な関連は一定の法違反の抑止に係る諸国家の普遍的関心に依拠している。

コメント

a. 定義

立法管轄権 [prescriptive or legislative jurisdiction] ともいわれる規律管轄権は、人、財産又は行為に法を適用可能にする国家の権限に関する。合衆国の対外関係法は、規律管轄権を、特に裁判所又は行政裁判機関の手続を通じて人又は物に対し法を適用する国家の権限に関する裁判管轄権、及び法の遵守を強制するために権力を行使する国家の権限に関する執行管轄権と区別する（401条参照）。

b. 規律管轄権を定める国際法

国家が規律管轄権を行使する場合に関連する広範な多国間条約は存在しない。従って、慣習国際法が規律管轄権についての原則的なデフォルトルールを定めている。又、特定の条約によって、条約当事国による規律管轄権の行使が一定の対象に関して授権又は要請されうる。特段の指定がない限り、本節における規律管轄権についての国際法上の規範への言及は、慣習国際法への言及として理解されるべきであり、逆も又然りである。

原則として、国家が慣習国際法により許容される最大限まで規律管轄権を行使するよう強いられることはない。規律管轄権をより抑制的に行使するという国家の選択は、選択された限定又は制限が国際法によって要請されているとの確信を必ずしも示すものではない。国家は、国際礼譲を促進するという利益により、他国の管轄権に関する主張に対する干渉を減じるためにこれらの制限をしばしば採用するであろう（コメント e 並びに報告者注1及び4参照）。

c. 真正な関連と特定の基礎

慣習国際法は、規律を及ぼそうとする国家と規律される人、財産又は行為との間に真正な関連が存在する場合には、規律管轄権の行使を許容する。これは、通常、国家と規律される対象、すなわち当該国家の領域内で行われた行為又は

資 料

当該国家の国民によって若しくは当該国家の国民に対して行われた行為などとの間の特定の関連の形態をとる。しかし、普遍的管轄権の場合には、国家は、特定の関連がなくとも、一定の法違反の抑止に係る諸国家の普遍的関心を根拠として管轄権を行使しうる（報告者注2参照）。

最も一般的に認められている管轄権の基礎は、属地性及び効果に基づく管轄権、能動的属人性及び受動的属人性に基づく管轄権、保護的管轄権、並びに普遍的管轄権である（408条～413条参照）。これらの基礎は網羅的なものではない。航空機及び船舶に対する管轄権といったような、真正な関連に依拠する管轄権の行使であって受容されているもののうちのいくつかは、これらのカテゴリーに確とは当てはまらない。国際法もまた静態的ではなく、規律管轄権の新たな基礎が認められるようになることもありうる（報告者注2参照）。管轄権の基礎が一つあれば足りるもの、複数の管轄権の基礎が結び付いて、国家と規律の対象との間の真正な関連を確立することもありうる。

d. 規律管轄権の競合

国際法の下で、規律管轄権の競合は珍しくない。しばしば複数の国家が同一の行為に関して規律管轄権を有しうる（例えば、ある国家が他国の領域内で行われた行為について行為者の国籍に基づく規律管轄権を有する一方で、他の国家が属地性に基づく規律管轄権を有する、といったことがある）。国際法は、規律管轄権の基礎について優先劣後関係を認めておらず、管轄権に関する主張の競合に対して優先順位を定める規範を含んでいない。属地性及び能動的属人性は最も古くかつ最も争いの少ない規律管轄権の基礎である。その他の、効果に基づく管轄権及び受動的属人性に基づく管轄権といった規律管轄権の形態は、少なくとも一定の行為に関しては、時を経て、より受容されるようになってきている。一方の規律管轄権の基礎が他方の基礎に比べてより一般性を欠き又はより議論の余地がある場合であってさえ、一方の形態に対し他方の形態に譲るよう要請する一般国際法上の規範は存在しない（報告者注3参照）。

e. 国際礼讓

国際法には規律管轄権に関する主張の競合に対して優先順位を定める規範が含まれていない一方で、多くの国家は、抵触のおそれを減じるために、実際上

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（2）

の又は潜在的な重複に対処する国内法上の規範を発展させてきた。例えば、自國法の域外適用否定の推定を採用する国、或いは自國法の適用によって私人が他国の法への違反を強いられるような場合には自國法を適用しない裁量権を行使する国がある（404条及び442条参照）。例えば被告が審理時に在廷していない場合又はその行為がすでに他国によって処罰されている場合には裁判が禁じられるといったように、規律管轄権の行使と裁判管轄権についての制限とを結び付ける国もある（410条コメントd及び報告者注4、411条コメントb及び報告者注2、413条コメントe及び報告者注5参照）。国家は国際礼讓を促進するためにこのような制限をしばしば採用するが、それは国家に対する国際法からの要請によるものではない（報告者注4参照）。

f. 規律管轄権及び公法・私法の区別

規律管轄権に関する慣習国際法上の規範を条文化するにあたっては、伝統的に、刑法、税法、反トラスト法及び証券法といった公法の主張に焦点が当てられてきた。裁判所及び学者は、不法行為法、契約法、財産法及び商法といった私法の適用を分析するにあたり、典型的には、抵触法ともいわれる国際私法の指標の下でそれを行ってきた。しかし、国際法における公法・私法の区別は、法制度が異なるごとに違った場所で線引きがなされているために、明確な概念上の基礎を欠いている。原則として、規律管轄権についての慣習国際法上の規範は公法及び私法の主張並びに刑事及び民事管轄権の行使に適用されるが、抵触法の諸問題については当該規範上幅広い多様な解決策が許容されていると解するのがより妥当であろう（報告者注5参照）。

報告者注

1. 規律管轄権を定める国際法

ローチュス号事件における常設国際司法裁判所の判示のように（S.S. "Lotus" (Fr. v. Turk.), 1927 P.C.I.J. (ser. A) No. 10, (Sept. 7), at 19.）、自國の領域外の人、財産及び行為に対する自國法の適用に関して国際法上国家に幅広い裁量が付与されていることを認めた典拠があるにもかかわらず、国家は、規律管轄権の行使すべてを無制限に許容されたものとして扱うというよりは、規律管

資 料

轄権について受容されている基礎が存するか否かに基づいて規律管轄権の行使の是非を主張するのが通例である。このような国家実行はローチュス原則を反転させたものと評されてきた。

国家は、一般に、国際法により許容される管轄権の最大限まで立法することを要請されないものの、国際法上の規範によって規律管轄権の行使が確かに要請される場合がある。例えば、海洋法に関する国際連合条約94条(1)（「いざれの国も、自國を旗国とする船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行う。」）参照。さらに413条報告者注2も参照。国家は、規律管轄権の行使にあたり国際法により限定又は制限が要請されるとの確信を披瀝することなく、慣習国際法の下で許容されるよりもより抑制的に規律管轄権を行使することができる。国家は、国際法上の義務であるとの認識からというよりはむしろ国際礼譲として、他国の管轄権に関する主張に対する干渉を減じるための制限をしばしば採用する（報告者注4参照）。

2. 真正な関連と特定の基礎

408条～413条において規定される特定の管轄権の基礎は、しばしば独立して扱われるけれども、より広範な、規律管轄権の行使を正当化し又は相当とするために真正な又は十分に密接な関連を求める原則を反映している。このようなより広範な原則の存在は、多くの論者によって認められているところであり、このより広範な原則を明示的に支持する国も存する。

真正な関連は、例えば、当該国家の領域において行われた又は効果を生じた行為、当該国家の国民によって又は当該国家の国民に対してなされた行為、限られた種類の基本的な国家利益を保護する国家の必要性を示唆する行為といったように、規律される対象と国家との間の特定の関連の形態を通常とする（408条～412条参照）。しかし、普遍的管轄権の場合には、一定の法違反の抑止に係る普遍的関心に基づきすべての国家が管轄権を行使することができる（413条参照）。普遍的管轄権は、管轄権を行使する国家と規律される人又は行為との間の特定の関連というより典型的な要件から逸脱していることから、普遍的管轄権の存在について見解の一致が得られるような最も重大な法違反に限定され

る（413条報告者注1参照）。

最も一般的に認められている管轄権の基礎は、408条から413条までに規定されている。しかし、これらの基礎は網羅的ではなく、さらに、真正な関連に基づき十分に受け入れられている管轄権の行使のいくつか、例えば船舶に対する旗国の管轄権や航空機に対する登録国の管轄権などは、これらのカテゴリーに確とは当てはまらない。加えて、国際法は静態的ではなく、「許容されうる管轄権とみなされるものは…常に進化している」（Arrest Warrant of 11 April 2000, 2002 I.C.J. Rep. at 63, ¶ 75）。このように408条から413条までに特定の管轄権の基礎が認められていることにより、現在あるいは将来において他の管轄権の基礎が認められる可能性が閉ざされるわけではない。

国家が規律をなすにあたっては、管轄権の基礎は一つ存在すれば十分である。しかし、又、複数の管轄権の基礎が結び付いて国家とその規律の対象との間の真正な関連を確立することもありうる。管轄権の基礎は実際にしばしば重複する。例えば、ある国家の国民に対する攻撃は、状況に応じて、受動的属人性、保護原則及び普遍的管轄権に基づく国家の管轄権行使を正当化しうる。国家は時に複数の基礎に基づき管轄権の主張を正当化することがあるが、管轄権の基礎それが真正な関連の証拠を提示することから、複数の基礎が結び付いて当該主張を強化することがありうる。

3. 規律管轄権の競合

規律管轄権が競合する例は珍しくないが、国際法において管轄権の基礎の優先劣後関係は認められていない。

国際法の下で国家が個々の事案ごとに規律管轄権行使の相当性を衡量する義務を負っていることを示唆する典拠もある（第3版403条参照）。相当性は、真正な関連を示すという意味において、管轄権の行使が国際法の下で許容されるか否かを決定するための重要な試金石である。しかし、国家実行は、国際法として相当性を確立するにあたって個々の事案ごとの衡量という要件を支持していない。又、規律管轄権を主張するにあたって正当な基礎を有する国家が、他国の方が管轄権の行使についてより強固な利益を有しているという理由で、規律管轄権の行使を差し控えるよう、国際法上要請されることもない。

資 料

4. 国際礼讓と協力

国家は、国際礼讓として、規律管轄権の競合が实际上又は潜在的に生じる可能性を減じるべく国内法の規範を発展させてきた。例えば、多くの国家が自國法の域外適用否定の推定を採用している。米国の実行として、404条参照。国際法上の義務との認識からというよりはむしろ国際礼讓として採用された、管轄権の行使に関する国内法上の制約は、慣習国際法の証拠とはならない（報告者注1参照）。

又、国家は規律管轄権の競合から生じる問題についての解決策を見出すために協力しうる。例えば、課税の分野において、多くの国家が二重課税を回避する目的で条約を締結してきた。国際経済規制においては、反トラスト法の問題における執行裁量に関する公式の合意を締結している国もある。いくつかの条約では、管轄権の行使が競合する国家はそれぞれの活動を調整するために互いに協議する義務を受け入れている。例えば、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約15条(5)参照。

5. 規律管轄権と公法・私法及び民事法・刑事法の区別

国際法の下での規律管轄権に関する規範が、刑事及び民事事件における公的機関による公法の主張、例えば殺人若しくは租税回避についての訴追又は反トラスト法違反若しくは証券詐欺についての民事上の請求などに適用されることは一般に受容されている。これらの規律管轄権に関する規範が、反トラスト法違反に関する私的な損害賠償請求といった民事事件における私人による公法の主張についても適用されるか否かについては若干見解の相違がある。慣習国際法上の規律管轄権に関する規範が、不法行為法、契約法、財産法、商法に関する事案といった民事訴訟における私人による私法の主張を制限するのか否か、あるいはこのような事案には国際私法及び国際礼讓の原則のみが適用されるのか否かについては全く見解の一致をみていない。

諸説あるなかでより妥当な説は、原則として、規律管轄権に関する慣習国際法の規範が公法及び私法の主張並びに刑事及び民事管轄権の行使を規律するという立場を支持するが、実際には、国際法上、抵触法問題については幅広い多様な解決策が許容されている。かくして、民事事件における私法の主張は、通

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント(2)

常、国内法と条約の枠組みによって定められることとなる（抵触法第2リストイメント2条コメントd参照）。

私法及び民事事件に慣習国際法を適用することを正当化する根拠として3つの点が挙げられる。第一に、公法・私法及び刑事・民事の区別は概念上問題を孕んでおり、法制度が異なるごとに違った場所で線引きがなされている。例えば、いくつかの法制度では私人による刑事訴訟の提起が認められている。さらに、私人に対して民事の損害賠償請求を刑事訴追に附帯すること或いは刑事訴追の過程で損害賠償を受けることを認める法制度がある。これらの相違からすると、規律管轄権に関する国際公法上の規範が、公法及び私法並びに民事及び刑事管轄権を明確に区別することはありそうにない。

第二に、原則として、この目的のためにこれらの区別をなす説得的な理由が存在しない。民事事件と刑事事件はいずれも国家の権限についての主張、すなわち、特定の状況については特定の国家の法に服すべきであるとの主張に關係する。私法は公序の斟酌を反映するとともに、私人はしばしば公益を主張することを許容されており、例えば、反トラスト法上国家又は訴えを提起した私人による執行が認められている場合、或いは民事訴訟において被告に対して懲罰的損害賠償が課される場合がある。

第三に、実務上、民事事件における私法に関する異議の頻度の方がより少ないという事実は、国際公法がこの分野を定めつつも、抵触法問題に対しては幅広い多様な解決策が許容されているとする見解と符合する。さらに、国家は、経済規制及び普遍的管轄権といった、公法と私法の要素がしばしば混在する特定の分野における民事管轄権の行使に異議を申し立ててきた。例えば、外国国家は、アメリカの反トラスト法の域外的な主張に対して、アメリカのディスカヴァリーを妨げる対抗立法及びアメリカでの訴訟において支払った倍額賠償を取り戻すための国内訴訟の提起を認めるクローバック法を採用することにより応答した（409条報告者注2参照）。このことは、国家が、少なくとも一定の事案においては、管轄権に係る国際法上の原則を私法の主張及び民事管轄権の行使に適用可能と解していることを示唆している。

資料

6. 以前のリストイメント

規律管轄権を定める慣習国際法は、第3版402条から同404条の主題である。本リストイメントは、より近年の国家実行と論考に照らして、第3版402条及び同404条において規定される管轄権の基礎に概ね従いつつ、それらをより詳細に発展させている。第3版403条は国家実行によって支持されていないため、本リストイメントは当該規定を採用していない。代わりに、本リストイメントは、国家が、国際法により要請されてはいないが國際礼讓によってしばしば動機づけられた国内法上の多様な規範を通じて規律管轄権の抵触を減じようと度々努めていることに留意しつつ、規律の対象と規律を及ぼそうとする国家との間の真正な関連を求めるこによって相当性の原則に効力を与えている。

(田中 美穂)

408条 領域を根拠とする管轄権

国際法は、国家が、その領域内の人、財産及び行為に関する法規を定める管轄権を認める。

コメント

a. 一般原則

国家は、その領域内の人、財産及び行為に関して、規律管轄権を行使することができる（報告者注1参照）。国家の領域には、その領土、内水、領海及び領空が含まれる（報告者注2参照）。域外 [extraterritoriality] という概念は、一国の領域を越える地のことであり、その地は、他国の領域内である場合もあれば、公海、公海の上空及び宇宙空間等のどの国家の領域でもない地である場合もある。慣習国際法は、国家が、領域以外の他の様々な関連を根拠として、管轄権を行使することを認めている（409条～413条参照）。他国の領域内での規律管轄権の行使は、どの国家の領域でもない地での行使よりも、論争がある。域外であるかそうでないかとして、管轄権の行使を分類することもまた、論争

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント(2)

がありうるものである（コメントc参照。402条報告者注1も参照）。

b. 規律管轄権と海洋法

ここで簡単に説明されるように、海洋法に関する慣習国際法のルールは、独自のもの〔*sui generis*〕であり、規律管轄権の一般的な基礎にぴったりと当てはめることはできない。そのルールでは、沿岸国は、その領海に対して主権を有するが、その主権の行使は、無害通航権等の国際法における外国船舶の権利（もっとも、沿岸国は、一定の目的のために、そのような通行を規制することができる）に服することが条件となる。接続水域として知られている領海に接続する水域では、沿岸国は、自国の領土又は領海内における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反を防止及び処罰することに必要な規制を行うことができる。沿岸国は、その排他的経済水域では、その水域の経済的な開発及び探査並びに海洋環境の保護及び保存等の一定の目的のために、規律管轄権を行使することができる。大陸棚では、沿岸国は、大陸棚の探査及び天然資源開発の目的のために、規律管轄権を行使することができる。公海では、国家は、その国家の旗を掲げて航行する船舶等の一定の船舶に対して、規律管轄権を行使することができる（報告者注3参照）。

c. 規律される行為の一部だけが国家の領域で行われる場合の管轄権の行使

領域を根拠とする規律管轄権の行使は、規律される行為の一部だけが国家の領域で行われる場合、論争となることがある。主観的領域主義によれば、国家は、行為が別の国家で結果を生じるとしても、自国の領域内で始まる行為に対して、規律管轄権を行使することができる。客観的領域主義によれば、国家は、行為がその国家で完了している、又は構成要素が行われる場合、国外で開始する、又は行われる行為に対して、規律管轄権を行使することができる。多くの国家は、その領域で開始、継続又は終了する行為に対して、規律管轄権を行使する（報告者注4参照）。

報告者注

1. 一般原則

規律管轄権の行使において、領域を根拠とする管轄権は、最も古く、最も一

資 料

般的で、かつ、最も論争が少ない基礎である。領域を根拠とする管轄権を行使する合衆国の例については、402条報告者注5参照。

2. 領域の定義

国家は通常、その領土、内水、領海及び領空において、領域を根拠とする管轄権を行使する。これらの地に対して管轄権を行使する合衆国の例については、402条報告者注5参照。

3. 海洋法

1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約（1833 U.N.T.S. 123（国連海洋法条約））は、海洋法における規律管轄権に関する多くの慣習国際法のルールを反映するものである。そのルールにおいては、沿岸国の主権は、領海、さらに、領海の上空に及ぶ（同条約2条）。この主権は、外国船舶の無害通航権（もっとも、その行使は、安全、保存その他の目的のために、そのような通航を規制する沿岸国の権利に服することを条件とする）を含む国際法に従って行使されなければならない（同条約17条、21条～22条、25条～28条、211条等参照）。接続水域として知られている領海に接続する水域では、沿岸国は、自国の領土又は領海における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反を防止及び処罰することに必要な規制を行うことができる（同条約33条）。沿岸国は、その排他的経済水域では、その水域の経済的な開発及び探査並びに海洋環境の保護及び保存等の一定の目的のために限り、規律管轄権を行使することができる（同条約56条、60条等参照）。例えば、沿岸国は、その水域における生物資源の漁獲可能量を決定することができる（同条約61条）。大陸棚では、沿岸国は、大陸棚の探査及び天然資源開発の目的のために、規律管轄権を行使することができる（同条約77条）。公海では、国家は、その国家の旗を掲げて航行する船舶等の一定の船舶に対して、規律管轄権を行使することができる（同条約92条）。そして、旗国は、安全等の一定の事項に関して、管轄権を行使することが求められている（同条約94条。410条報告者注2も参照）。

4. 規律される行為の一部だけが国家の領域で行われる場合の管轄権の行使

国家は、主観的領域主義又は客観的領域主義を根拠とする規律管轄権を行使することができる。多くの国家は単に、その領域で開始、継続又は終了する行

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（2）

為に対して、規律管轄権を有する旨を定めるだけである。客観的領域主義は、効果を根拠とする管轄権に密接に関連するものである（409条参照）。

5. 以前のリストイメント

第3版402条(1)(a)～(b)は、慣習国際法における領域を根拠とする規律管轄権について言及したものである。本条は、同様の文言で同原則をリストイメントするものである。

（北坂 尚洋）

409条 効果を根拠とする管轄権

国際法は、国家が、その領域内に実質的な効果を生じる行為に関する法規を定める管轄権を認める。

コメント

a. 一般原則

国家は、領域外で行われる行為で、行為と規律しようとする国家との間に真正な関連を築く効果をその領域内に生じるものに関して、規律管轄権を行使することができる。客観的属地主義（408条コメントc参照）とは異なり、効果を根拠とする管轄権が存在するためには、構成要素が規律国の領域内で行われる必要はない。その領域内で、行為が、実質的な効果を生じる、又は生じることを意図されたことで十分である（報告者注1参照）。

b. 経済規制への適用

効果理論は、経済規制の分野で広く適用されてきた。たとえ行為が行われた国家ではそれが合法であっても、合衆国、EU、中国、日本及び多くのその他の国家は、それらの領域内の経済的效果を根拠にして、特にその競争法を通して、行為を規律しようとしてきた。効果を根拠とする管轄権は論争があつたが、特定の事案において、その行使に反対し続けている国家があるものの、その管轄権は、時の経過とともに、より広く受け入れられてきている（報告者注2参照）。この管轄権を根拠に、私人が執行及び損害賠償訴訟を開始すること

資料

を認めている国家がある（報告者注3参照）。

c. 意図されたが、現実に生じない効果

領域内で実質的な効果を生じることが意図されたが、効果を生じなかった行為も規律する国家がある。例えば、この基礎（効果）に基づいて、領域外で行われた行為の未遂又は共謀に刑罰を科す法規の適用を正当とする国家がある。禁止されている行為を行う意図が、明白であり、ある行動によって示され、そして、その行動があれば生み出されたであろう効果が実質的である場合には、計画又は共謀が阻止された、又は断念されたという事実は、その標的となった国家から、その法を適用可能にする管轄権を奪うものとはならない（報告者注4参照）。

報告者注

1. 一般原則

効果を根拠とする管轄権は、歴史的には論争があったが、時の経過とともに、より受け入れられるようになってきていている。もっとも、その管轄権が発動される範囲については論争があるままである。効果を根拠とする管轄権は、行為と規律しようとする国家との間に真正な関連を築くのに十分な実質的な効果をその国家の領域内に生じる行為に限定されることが多い。効果を根拠とする管轄権を行使する合衆国の例については、402条報告者注6参照。

2. 経済規制への適用

合衆国は長い間、効果理論を経済規制に適用してきている（402条報告者注6参照）。効果を根拠とする規律管轄権を合衆国が行使することに反対し、外国規制対抗立法を制定することで対応してきた国家がある。外交的抗議を行い、効果を根拠とする規律管轄権を合衆国が行使することに反対する法廷助言書〔amicus brief〕を提出してきた国家がある。

しかし、現在、多くの国家は、効果を根拠とする規律管轄権を行使する。EUは、反トラストの場面で、効果を根拠とする管轄権を認めている。欧州連合の機能に関する条約は、「加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ、域内市場の競争の機能を妨害し、制限し、若しくは歪曲する目的を有し、

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（2）

又はかかる結果をもたらす事業者間の全ての協定、事業者団体の全ての決定及び全ての共同行為」を禁じる。

多くの国家は、競争に関する各是国内法において、効果を根拠とする規律管轄権行使する。

特に、合併及びカルテルの場面において、国々は、外国会社及び外国での行為に対して、効果を根拠とする管轄権を適用していることが増えてきている。反トラスト法の域外適用を、その国家で事業を行う個人又は法人等の特定の法主体に制限する国家がある。EUは、効果を根拠とする管轄権を金融規制の場面でも適用する。

3. 私的な執行及び損害賠償訴訟

反トラスト事件に対して、効果又は実行 [implementation] を根拠とする管轄権を認める国家の中には、私的な執行及び損害賠償訴訟についても規定するものがある。合衆国の当該実務については、402条報告者注6 参照。欧州司法裁判所は、実行理論の基礎となる規定である欧州連合の機能に関する条約101条違反に対して、私訴 [private action] を認める。多くの国家は、既存の民事法又は競争に関する国内立法の明文規定で私訴について定めるが、その請求を民事裁判所、刑事裁判所又は特定の競争裁判所のいずれに割り当てるかについては異なっている。

4. 意図されたが、現実に生じない効果

たとえ現実に効果が生じない場合であっても、意図された効果に対して規律管轄権行使する国家がある。合衆国の当該実行については、402条報告者注6 参照。反トラストの場面において、いくつかの国家は、その領域での競争を制限する可能性があった、又は制限することを目的とした行為に対して、規律管轄権行使する。

5. 以前のリストイメント

第3版402条(1)(c)は、効果を根拠とする規律管轄権について言及したものである。本リストイメントは、同様の文言で同原則をリストするものである。領域を根拠とする管轄権とは別の条文で、効果を根拠とする管轄権について言及することによって、効果を根拠とする管轄権が、慣習国際法における

資 料

規律管轄権の独自の基礎へと進化したことを、本リストイメントは反映している。

(北坂 尚洋)

- * Restatement of the Law Fourth, The Foreign Relations Law of the United States copyright © 2018 by The American Law Institute (ALI). This translation is made, published, and distributed with the authorization of ALI; however, the translators bear the sole responsibility for the accuracy of the translation. This translation has been made for academic purposes only. All rights are reserved. The English version of this work is available from the ALI website at www.ali.org
- * アメリカ法律協会（ALI）「アメリカ対外関係法第4リストイメント」（2018年）。本翻訳はALIの許諾を得て、作成、公表並びに頒布されたものである。ただし、その正確性に関しては、翻訳者が全責任を負うものとする。また、本翻訳は学術研究のみを目的としており、全ての権利は留保される。本著作物の英語版はALIのウェブサイト（www.ali.org）から入手可能である。